

# 保護者の方への アドバイス

新入学児童の交通安全のために



●こどもを交通事故から守ろう●



岐阜県警察





令和4年度JA共済 小・中学生交通安全ポスターコンクール  
岐阜県警察本部長賞  
高須小学校2年（受賞当時） 立松 璃紗さんの作品

この小冊子は、こどもを交通事故から守る願いをこめ、  
新入学児童の保護者の方に向けて作りました。

こどもの時に身についた良い習慣は一生役立つものです。  
生涯にわたる財産を与える気持ちで、交通安全を中心として、  
「危険を予知してこれを避ける力」を育ててあげてください。

# 目次

## 1 岐阜県内におけるこどもの交通事故状況

- (1) 交通事故被害の推移 …………… 1
- (2) 小学生の学年別交通事故被害状況（過去5年間）…………… 1
- (3) 年齢別人口10万人当たりの歩行中の死傷者数（過去5年間） …… 2
- (4) 小学1年生の歩行者の被害状況（過去5年間） …………… 2
- (5) 事故原因となった違反（過去5年間） …………… 3

## 2 事故に結びつきやすいこどもの行動特性…………… 5

## 3 こどもの交通事故防止チェックポイント

- (1) 歩行者としての基本 …………… 7
- (2) 悪天時に気をつけること …………… 7
- (3) 夕暮れ・夜間の交通事故防止 …………… 8

## 4 こどもへの具体的な指導内容 …………… 9

## 5 日頃から心掛けていただきたいこと …………… 12

## 6 自転車に関する法律等

- 道路交通法 …………… 13
- 岐阜県道路交通法施行規則 …………… 14
- 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例…………… 14
- 自転車安全利用五則 …………… 14

## 7 交通安全の話し合い …………… 15

## 8 歩行者、自転車に係る標識…………… 16

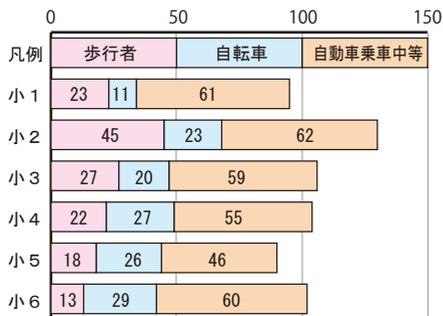
# 1 岐阜県内におけるこどもの交通事故状況

## (1) 交通事故被害の推移

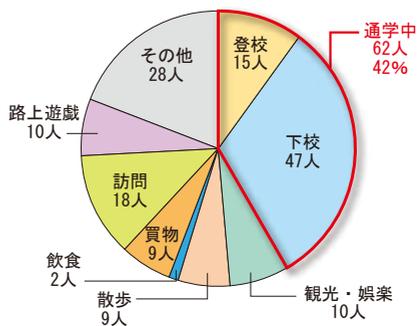
年次	区分	小学1～3年		小学4～6年	
		死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
平成	25年	2	185	－	170
	26年	－	164	1	146
	27年	－	141	－	125
	28年	－	139	－	132
	29年	－	116	－	110
	30年	1	98	－	95
令和	元年	－	85	－	91
	2年	－	58	－	37
	3年	－	59	－	38
	4年	－	30	－	35

## (2) 小学生の学年別交通事故被害状況(過去5年間)

【状態別被害状況】



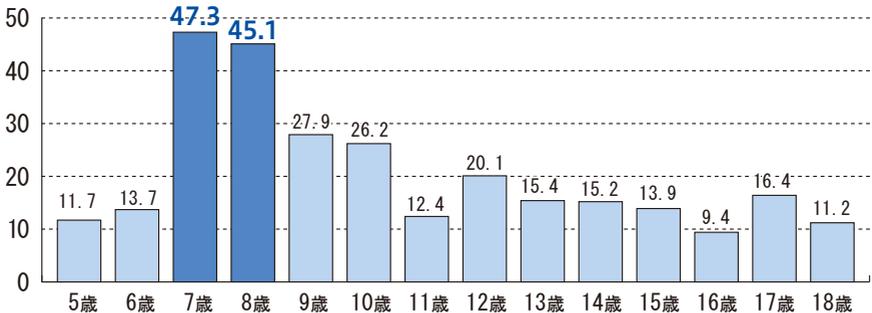
【通行目的別被害状況 (歩行者 小学生)】



低学年は歩行中の被害が多く、高学年は自転車乗用中の被害が多くなっています。また、歩行中の被害では、通学中の被害が目立ちます。

### (3) 年齢別人口10万人当たりの歩行中の死傷者数(過去5年間)

【歩行中の死傷者(5歳～18歳)】

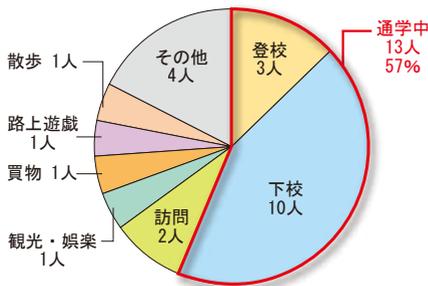


※ 人口は過去5年間の10月1日現在(推計値・確定値)で岐阜県統計課推計人口による。

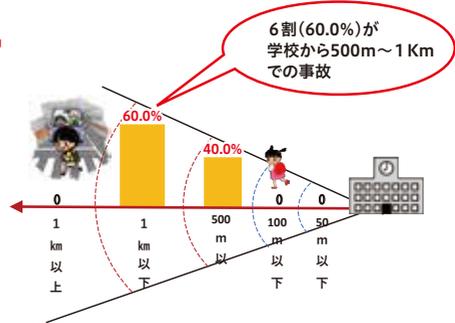
5歳から18歳の歩行中の死傷者数を年齢別人口10万人当たりで見ると、7歳児と8歳児(小学校低学年)が多くなっています。

### (4) 小学1年生の歩行者の被害状況(過去5年間)

【通行目的別被害状況】



【下校時事故の小学校からの距離】

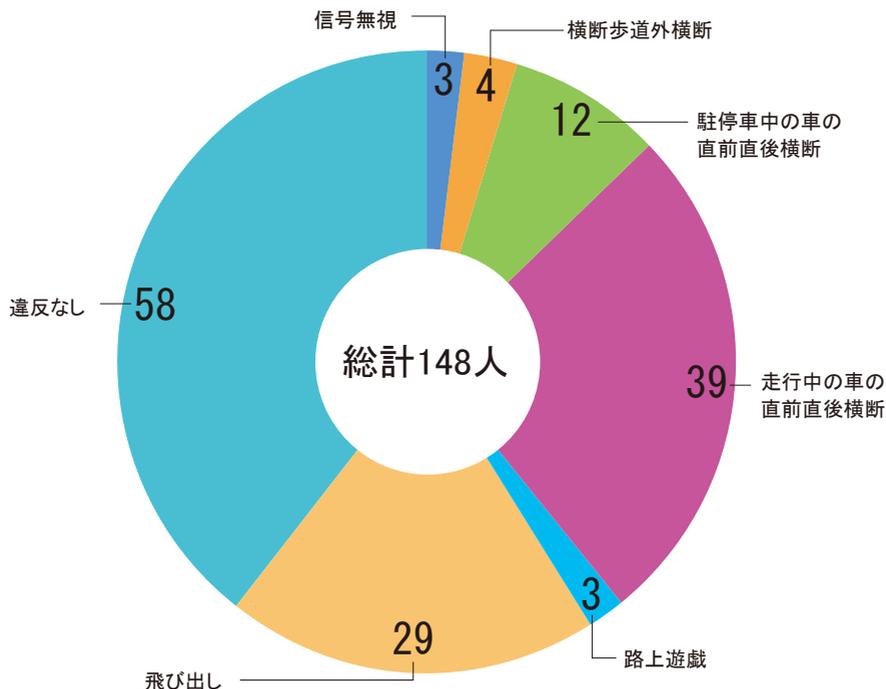


小学1年生の歩行者の被害は、通学中のうち、特に、下校時に目立ち、学校からの距離を見ると、約6割が学校から500m～1kmで被害にあっています。

子どもと一緒に通学路などの危険箇所を確認するとともに、安全な横断方法について教えましょう。

## (5) 事故原因となった違反(過去5年間)

### ア 小学生全学年の歩行者



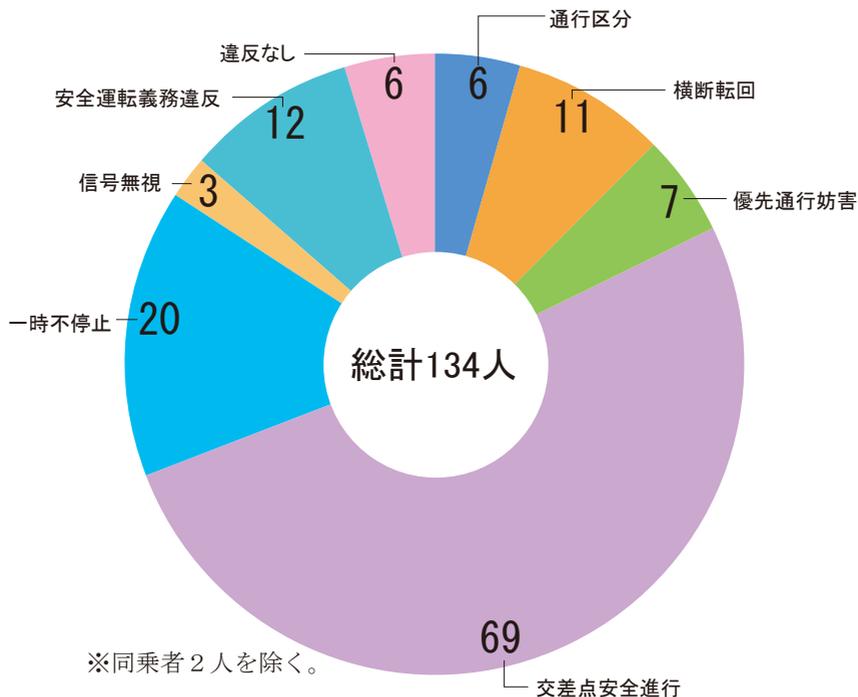
歩行中の小学生の事故は、走行中の車や駐停車中の車の直前直後横断、飛び出しなどが目立ちます。

走行中や駐停車中の車の直前直後の横断が危険であることや、信号機、横断歩道が近くにあるときは必ず利用することを教えましょう。

こどもは身体が小さく、車から見落とされやすい存在です。

保護者の方がこどもの目線で危険な箇所を確認し、「飛び出さないで、必ず止まって左右を確認する。」など具体的な行動を教えましょう。

## イ 小学生全学年の自転車



自転車乗用中の小学生の事故は、交差点を通行する際に、安全確認をしなかったり、一時停止の標識があるところで止まらなかったりすることが原因の事故が目立っています。

自転車を利用するときの交通ルールやマナーを教え、道路を横断するときや交差点を通るときは左右の安全をしっかりと確かめることを身につけさせましょう。

特に、一時停止の標識がある交差点や見通しの悪い交差点では必ず止まって左右を確認することを教えましょう。

## ② 事故に結びつきやすいこどもの行動特性

こどもが交通安全行動をしっかりと身につけるためには、次のようなこどもの行動特性をよく理解して、具体的に指導することが必要です。

### (1) 1つのことに注意が向くと、まわりのものが目に入らない

遊びに夢中になっているときは、車が近づいてきても気がつきません。

また、ボールを追いかけて道路に飛び出したり、道路の反対側の家族や友達のところへ行こうと、周りを確認せずに道路に飛び出したりします。



### (2) ものごとを単純にしか理解できない

自分が進もうとする信号機が青になれば車は止まってくれるものと思い、横断を始めます。「ルールさえ守れば安全」とはいえませんが。

### (3) 気分で行動が変わる

嬉しいこと、悲しいことで頭がいっぱいになると、周囲が見えなくなり、急に走り出したり、飛び出したりします。

#### (4) 大人のまねをする、大人に依存する

周囲の状況を判断する能力が未熟であるため、大人の行動のまねをします。

特に、信頼する保護者の行動が常に正しいと思いつまみします。

#### (5) 応用することができない

いつも通る道路では交通ルールを守ることができても、別の道路ではそれを応用して守ることができません。

#### (6) 物陰で遊ぶ傾向がある

駐車中の車や電柱などの、物陰に隠れて遊ぶことを好み、それが危険であることが分かりません。



### 3 こどもの交通事故防止チェックポイント

#### (1) 歩行者としての基本

- ① 歩道や歩行者の通行に十分な幅（概ね1 m）の路側帯がある道路では、歩道や路側帯の中を歩く。
- ② 歩道や歩行者の通行に十分な幅の路側帯がない道路では、道路の右側を歩く。
- ③ 道路を横断する際、近くに交通安全施設（信号機、横断歩道等）がある場合は、同施設がある場所を横断する。
- ④ 道路を横断する場合は、必ず立ち止まり、左右の安全を確認し、手を上げ（ハンドサイン）、運転者の目を見て（アイコンタクト）確認するなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにする。

- ⑤ 横断禁止場所での横断、斜め横断、車両の直前直後での横断をしない。



歩行者横断禁止標識

#### (2) 悪天時に気をつけること

- ① 運転者から発見されやすいように、よく目立つ明るい色の傘・レインコート・長靴を身につける。

- ② 身軽に行動が出来るように、荷物は出来るだけまとめる。
- ③ 周りの音を聞いたり状況が良く見えるよう、傘は両手で持ち真っ直ぐさす。
- ④ 信号待ちのときは、傘が走行中の車両に接触しないように、車道から離れて安全な場所で待つ。
- ⑤ 傘で遊ばない。

### (3) 夕暮れ・夜間の交通事故防止

- ① よく目立つ明るい色の服装、持ち物を身につける。
- ② 鞆、靴、ランドセル等に反射材を付ける。
- ③ 道路照明のある所など、できる限り明るい場所を歩く。
- ④ 道路を横断する時や車とすれ違う時は、昼間に比べて、より一層注意する。



## 4 こどもへの具体的な指導内容

お子様に、歩行中や自転車の利用について、交通マナーを実践することが大切であることをアドバイスしてください。

- ① 交通安全施設（信号機、横断歩道等）の利用と信号を守ることを徹底させる。
- ② 確実に止まって安全確認しなければならない場所を、具体的に示して教える。
- ③ 「信号に気をつけて」とか「注意なさいよ」というだけでなく、「信号が青でも車が来ないかを確認してから横断するのよ」などと具体的に教える。
- ④ 歩道を含む道路で走ることが飛び出しにつながるため、道路では走らないよう指導する。
- ⑤ 「止まれ」の標識のあるところでは必ず止まって安全を確認させる。  


一時停止標識
- ⑥ 信号機のあるところでは、信号が青でも安全を確認させる。
- ⑦ 見通しの悪い交差点を通行するときや道路に出るときは、必ず止まって左右の安全を確認させる。

⑧ 自転車で歩道を通るときは、車道側を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあれば、一時停止するよう指導する。

⑨ 歩行中や、自転車乗用中にスマートフォンやゲーム機を使わないよう指導する。

⑩ 自転車乗用中の事故で、死亡や後遺症が残るなど重大な結果を招くのは、主に頭部損傷であることから、乗車用ヘルメットの着用は命を守る行動であることを理解させる。



⑪ 夜間、自転車に乗るときは、必ずライトをつける。

⑫ 二人乗り、並進、片手運転、ジグザグ運転などはさせない。

⑬ 車に乗ったときに、シートベルトを着用しないと、車外放出や同乗者とぶつかる危険性があることを教える。



⑭ 車に乗車したら、自らシートベルトを着用する習慣をつけさせる。

## 自転車の特徴

- 危ないと思って急ブレーキをかけても、すぐに止まらない。
- 道路のデコボコや小石などがあると、バランスをくずしやすい。
- 自動車に比べて車体が小さいので、車の運転者から見落とされやすい。



## ⑤ 日頃から心掛けていただきたいこと

- ① 時間に余裕を持って通学出来るよう早めに自宅から送り出す。

- ② 忘れ物など予想外のことで慌てて道路に飛び出すと交通事故に遭いやすいため、前日に準備をしっかりさせる。



- ③ 出掛けに叱られることで、注意散漫になるため、笑顔で送り出す。

- ④ よく目立つ明るい色の服装や、持ち物を持たせるように心掛け、反射材を身につけさせる。

- ⑤ 身体の大きさに合った自転車に乗車させ、定期的な点検整備を行う。



## 6 自転車に関する法律等

### 道 路 交 通 法

#### ○ 自転車の通行場所

自転車は、道路交通法上は車両と位置づけられており、車道通行が原則です。（第17条第1項）

ただし、次の場合は例外的に歩道を通行することができますが、歩道を通行する場合は車道寄りを徐行するほか、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。（第63条の4第1項、第2項）

- ① 道路標識や道路標示によって普通自転車が歩道を通行できるとされているとき。
- ② 普通自転車の運転者が「13歳未満の児童・幼児」「70歳以上の高齢者」「身体の不自由な方」であるとき。
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、普通自転車の安全確保のためにやむを得ないと認められるとき。

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。（第17条の2第1項、第2項）

#### ○ 乗車用ヘルメットの着用

自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。また、児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。（第63条の11第1項、第3項）

## 岐阜県道路交通法施行規則

- 携帯電話等を使用しながらの自転車の運転禁止（第12条）
- 傘差し等、視野を妨げ又は安定を失うおそれのある方法での自転車等二輪車の運転禁止（第12条）
- イヤホーンの使用等により大音量で音楽を聞きながらの車両の運転禁止（第12条）

## 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

- 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。（第13条第1項）
- 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において自転車を利用するときは、当該児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。（第13条第2項）
- 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。（第15条）

## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 7 交通安全の話し合い

こどもの交通事故防止には、家庭における交通安全教育が非常に効果的です。

家庭での交通安全の話し合いや、実際の道路での指導を通じ、こどもに交通ルールやマナーを覚えさせるとともに、命の大切さや他人を思いやる心、自らの安全を守ることができる行動を身につけさせることが重要です。

交通事故の怖さや、交通事故に遭わないためにはどうすればよいかを、こどもを交え家族みんなで話し合いましょう。

また、こどもと一緒に通学路を歩き、特に安全確認が必要な場所をこどもの目の高さで点検し、安全な通行方法を指導しましょう。



# 8 歩行者、自転車に関する標識

### 自転車通行止め



自転車に乗って入ってはいけません。

### 歩行者横断禁止



歩行者は横断してはいけません。

### 自転車及び歩行者専用



自転車と歩行者のみ通行できます。

### 歩行者専用



歩行者のみ通行できます。

### 車両進入禁止



車両（自転車を含む）は入ってはいけません。

### 歩行者通行止め



歩行者は通行してはいけません。

### 横断歩道



☆ 交通安全情報「RAI・REN通信」

県警では、交通安全教育等に活用いただけるよう、定期的に交通安全情報「RAI・REN通信」を配信しています。

県警のホームページに、掲載しておりますので是非、ご活用下さい。

県警ホームページ

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>



QRコード

☆ 県警交通安全情報ツイッター

県警では、「RAI・REN通信」の他にも、ツイッターにて交通安全情報を配信していますので、是非フォローをお願いします。

交通安全情報ツイッター

URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



QRコード

☆ 岐阜県警公式YouTubeチャンネル

交通安全啓発CM（手を上げる、横断する意思表示）

URL <https://youtu.be/rgZCjDlyH9I>



QRコード



交通マナー たかめて安全 ぎふの路